

議案第 89 号

財産の処分について

下記の財産を処分することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び多可町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分条例（平成 17 年多可町条例第 58 号）第 3 条の規定により、議決を求める。

令和 4 年 12 月 2 日提出

多可町長 吉 田 一 四

記

1 財産の表示

- | | |
|---------|-----------------------------|
| (1) 種 別 | 土地 |
| (2) 所在地 | 多可町加美区丹治字遊船 551 番地 4 ほか 1 筆 |
| (3) 地 目 | 宅地 ほか |
| (4) 地 積 | 15,456.19 m ² |

2 売払予定価格 20,000,000 円

3 売払の相手方 加美区丹治集落
加美区丹治 304 番地
丹治区長 畑中 重信